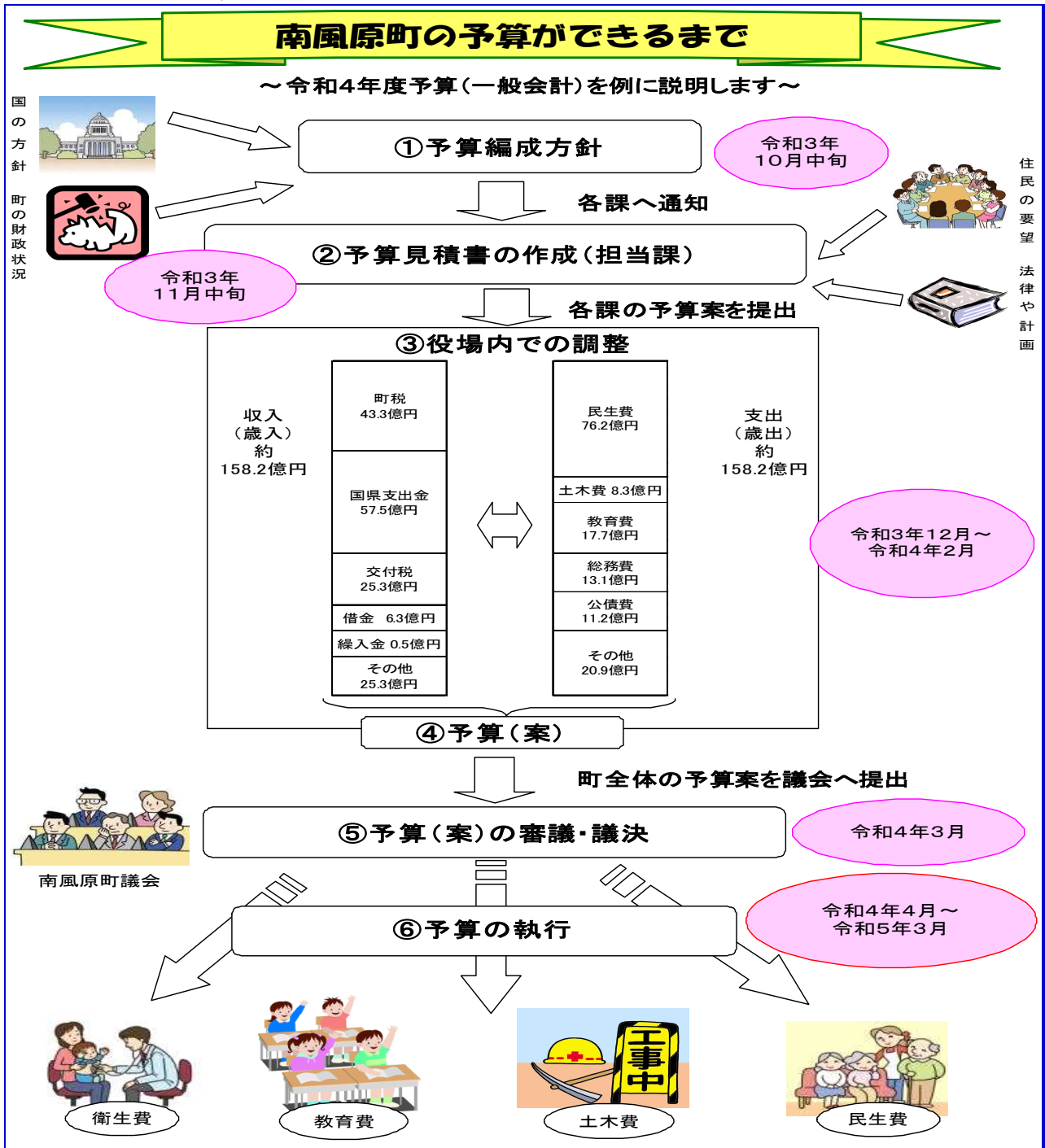


# 資 料 編（インタビュールーム）

## Q1 町の予算はどのようにしてできるのですか？

予算とは、南風原町の1年間の収入と支出の見積もりのことをいいます。家計に例えると、「1年間の収入がいくらで、そのうちの生活費がいくら、ローンの返済がいくら」というものを示したものです。町長(役場)が予算案を作り、その案を議会に提出します。議会で可決(承認)されると、正式に予算となります。



令和4年度の予算を例に、前のページの図にそって説明します。

### ①予算編成方針(令和3年10月中旬)

予算編成方針とは、国の方針や町の財政状況などを参考に、予算を作るときの基本的な考え方を示したものです。この予算編成方針を役場の各課に通知します。各課はこの方針を基に予算の見積もりをします。

### ②予算見積書の作成(令和3年11月中旬)

予算編成方針に基づき、事業の担当課では、予算見積書を作成します。皆さんの家庭でも、洗濯機が古くなったから新しいものを購入したい、旅行に行きたい、など要望はたくさんあると思いますが、実際の収入に見合う範囲内で、優先順位を決めて家計をやりくりしていることと思います。

町も皆さんの家庭の家計と同じように、限られた収入(財源)の中で、優先順位をつけて事業を選択し、予算を作っています。

### ③役場内での調整(令和3年12月～令和4年2月)

役場内で、各課の予算見積書の内容について聞き取り(ヒアリング)を行います。一つ一つの事業について、緊急性、必要性があるのか、法律や町の計画に沿ったものなのかなど、内容の確認を行います。

### ④予算(案)の提出(令和4年3月)

最終的に、1年間の収入の見積もりと、支出の見積もりを同じ額になるように調整し、予算(案)を作ります。その後、予算(案)は、説明書をつけて、議会に提出されます。

### ⑤予算(案)の審議・議決(令和4年3月)

提出された予算(案)は、3月の定例議会において審議が行われ、議決されます。議決の内容は「原案可決」、「修正可決」、「否決、審議未了」の3種類あり、「原案可決」若しくは「修正可決」の議決がなされると、予算案が予算として成立することになります。

### ⑥サービスの提供(令和4年4月から令和5年3月までの1年間)

議会の議決(予算成立)後、1年間の予算の使用計画に基づき、担当課において予算の執行(サービスの提供)が行われます。

以上で、予算が作られサービスの提供として使われるまでを説明しました。町では、皆さんが支払う貴重な税金を、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めてまいります。

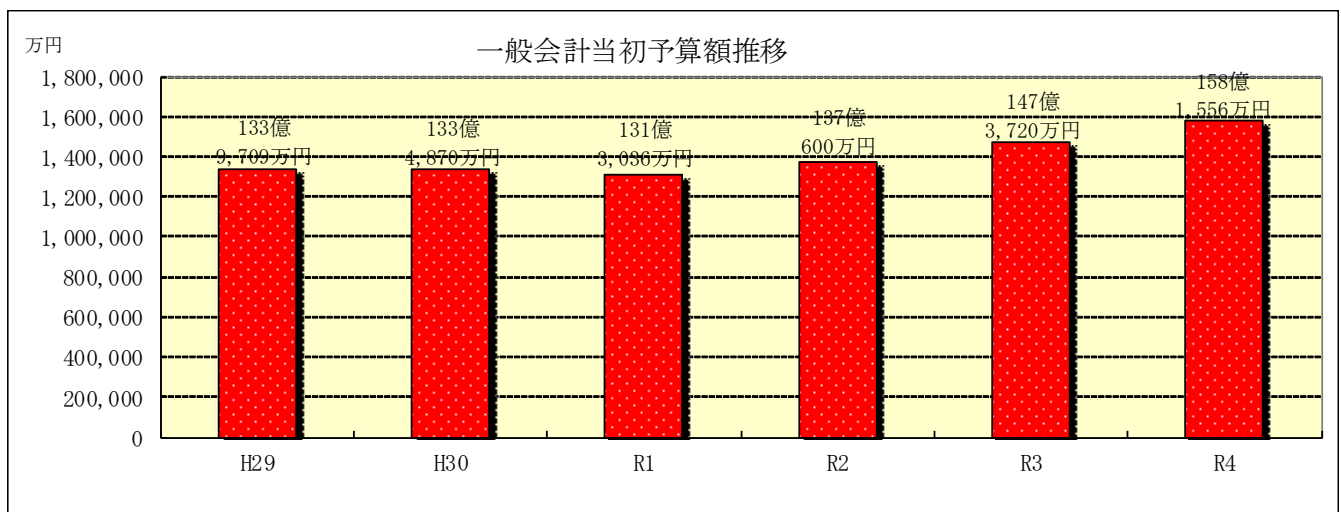


## Q2 町の予算は毎年増えているのですか？

町の予算はみなさんの家庭の家計と同じように、得た収入(町税や国・県からの補助金など)や、借金(町債など)をしながら、仕事をしてやりくりしています。町の予算は、人口の増加に伴う社会福祉費の増や社会資本の整備等により年々増加しています。なお、町の予算は、一般会計及び3つの特別会計、公営企業会計に分かれており、各会計の説明は下記のとおりとなっています。

### ○一般会計

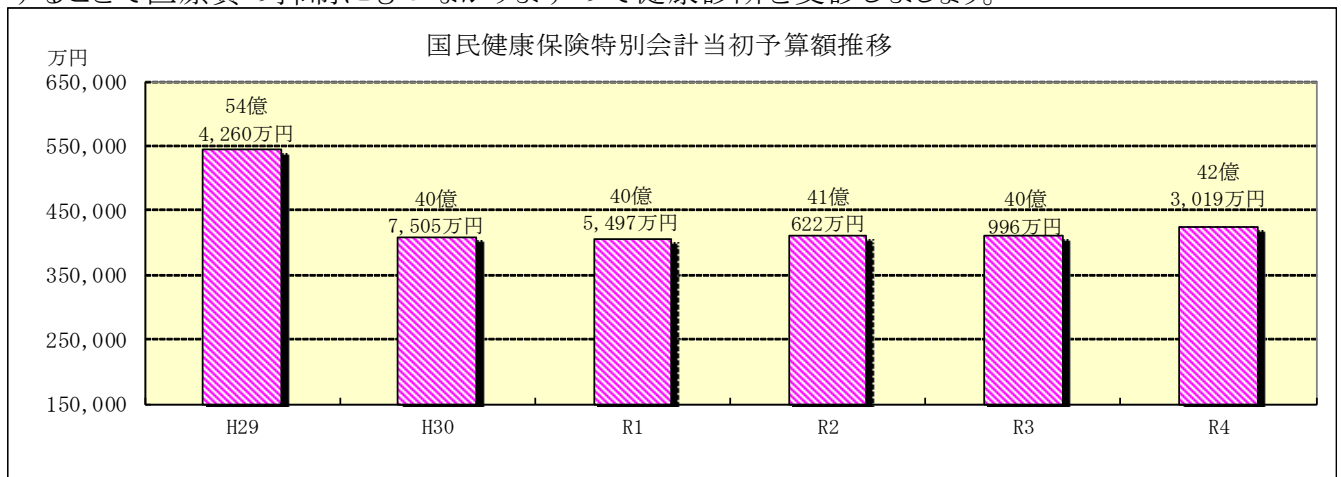
本会計は民生費や土木費、教育費など、行政を運営するうえで最も基本となるもので、町の予算の70%以上が一般会計でまかなわれています。



### ○特別会計

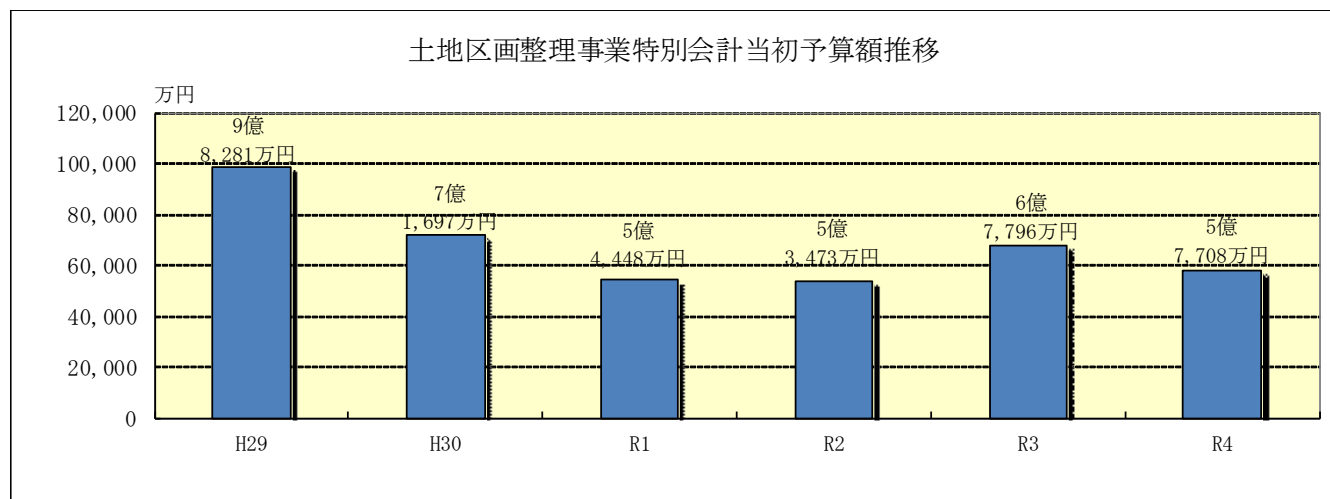
#### ■国民健康保険特別会計

通称「国保」の運営は、加入者の皆さんが納めた税金だけではなく、国・県・町も費用を負担しています。加入者の誰もが安心して平等に医療が受けられるように保険税を出し合い、いざというときの医療費にあてる「助け合い」の精神に基づいた制度です。ひとり一人が自分の健康状態を管理することで医療費の抑制にもつながりますので健康診断を受診しましょう。



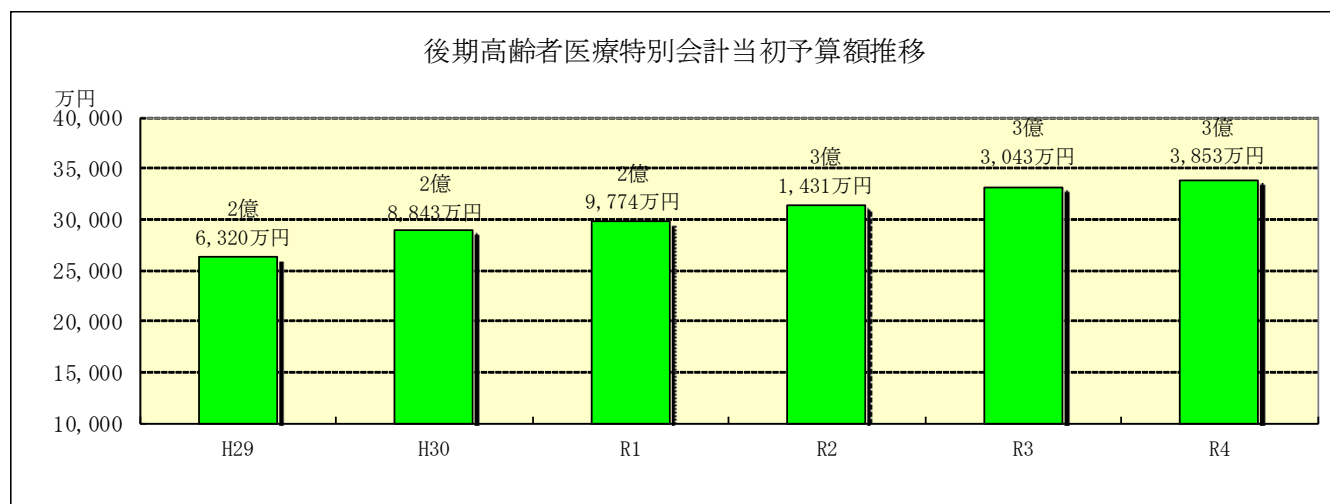
## ■土地区画整理事業特別会計

本特別会計は津嘉山北土地区画整理事業を実施するため、平成8年度に創設されました。平成2年頃から地域住民の皆さんや土地所有者の皆さんとまちづくり(案)などについて議論や討論を重ねながら実施しています。



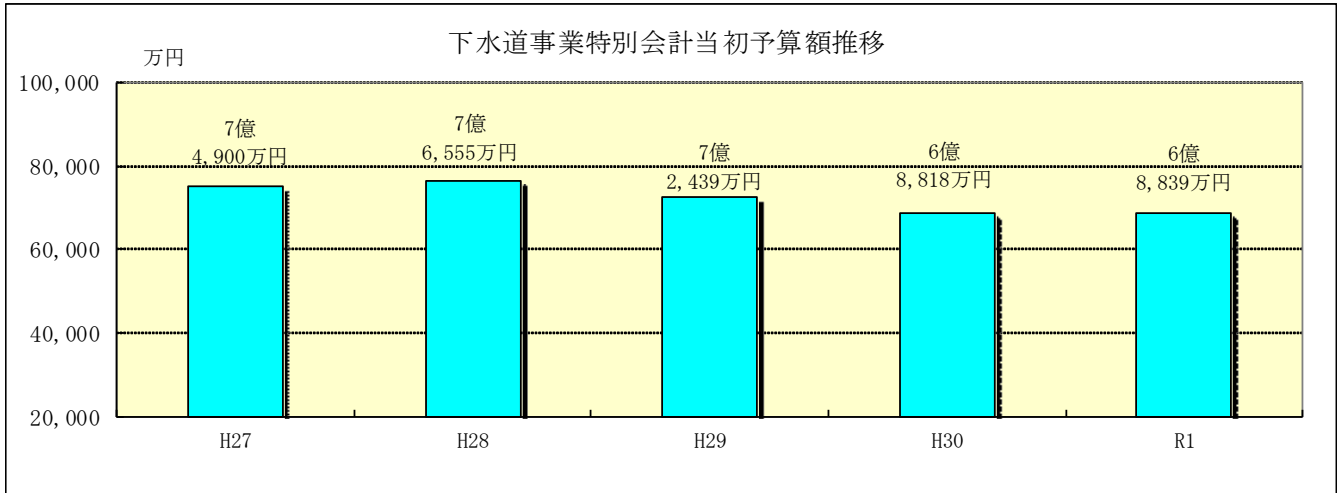
## ■後期高齢者医療特別会計

本特別会計は、老人医療制度に代わる新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が平成20年4月からスタートすることに伴い創設されました。後期高齢者医療に係る事務は役場と沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市)で行っています。



## ■下水道事業特別会計

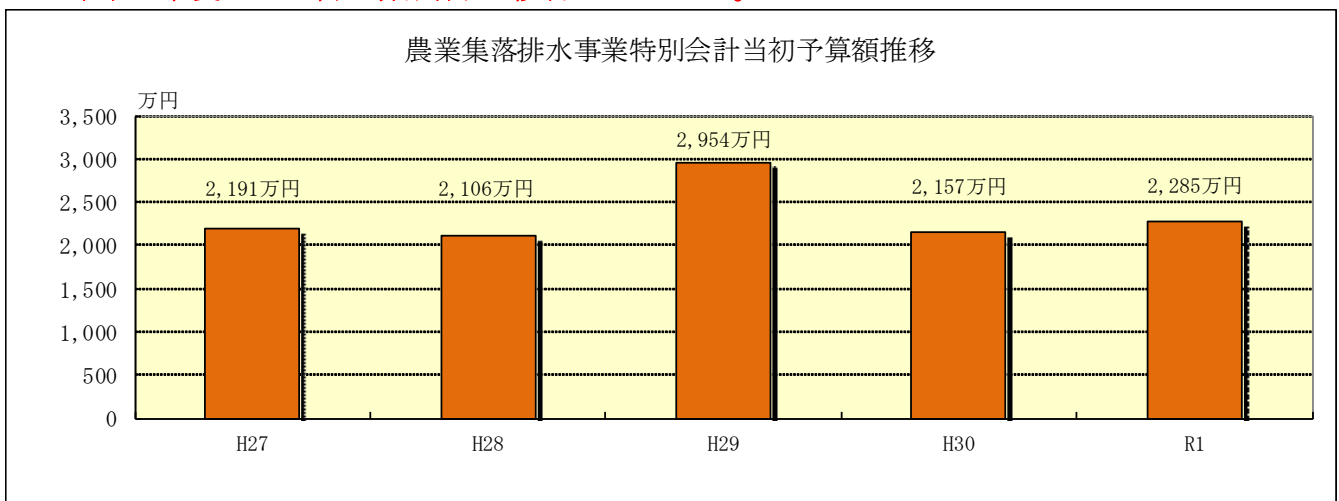
下水道を使用している方が納める下水道使用料で運営することとなっており、使用者から下水道料金を徴収しています。 ※令和2年度から公営企業会計へ移行となりました。



## ■農業集落排水事業特別会計

本特別会計は、平成10年度に創設されました。神里地区が平成15年度に供用を開始、宮城地区は平成19年度に供用開始しました。平成19年度からは施設の維持管理が主な経費となっています。農業集落排水事業も下水道事業と同じように使用者から使用料を徴収しています。

※令和2年度から公営企業会計へ移行となりました。



## ○公営企業会計

### ■下水道事業会計

令和2年4月1日より、地方公営企業法の財務適用で「特別会計(官庁会計)」から「公営企業会計(複式簿記)」へ移行し、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が『下水道事業会計』という一つの会計となりました。今年度の事業費は**6億3,041万円**、整備予定箇所は主に津嘉山土地区画整理区域内の整備を行い、宮平地内でも污水管布設工事を行う予定です。

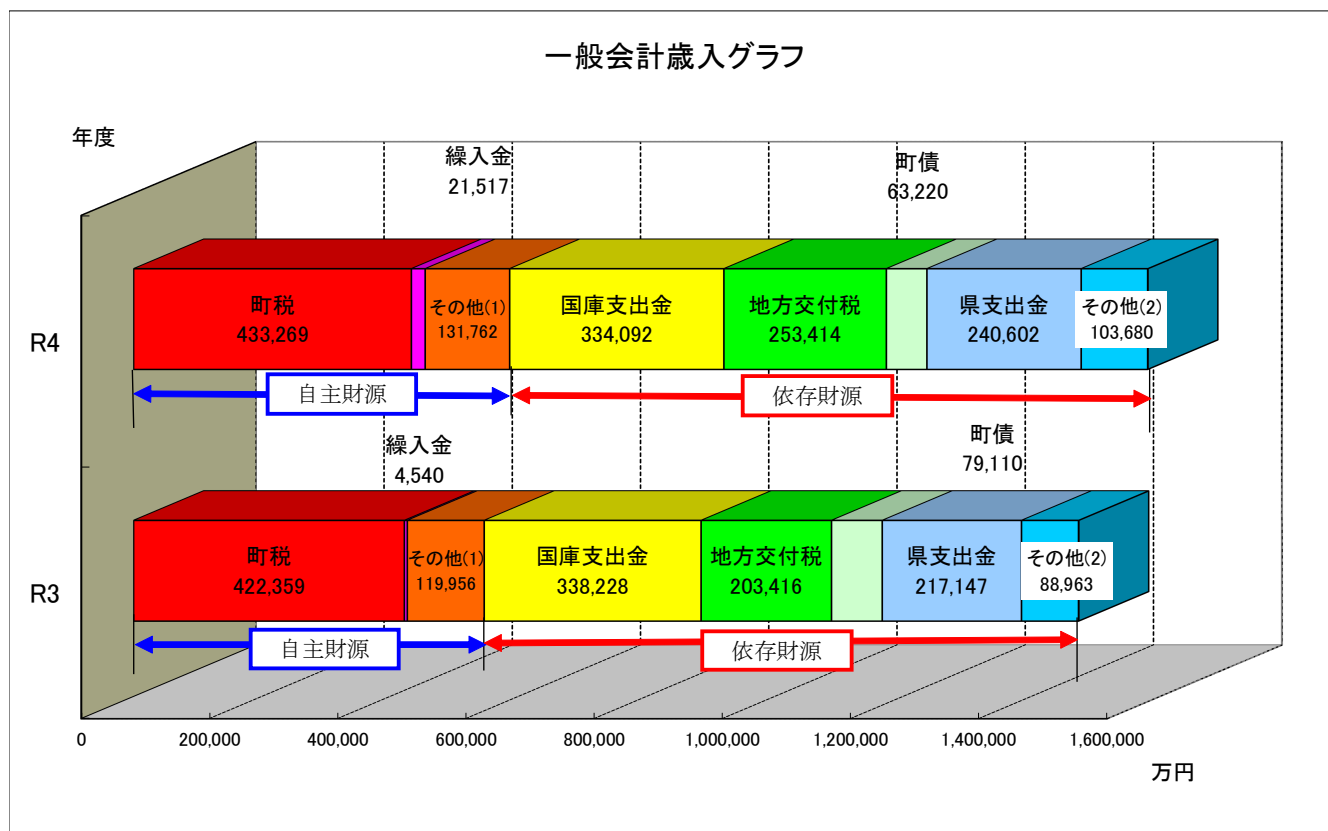
### Q3 令和4年度の予算の配分はどうなっているのですか？

#### ○一般会計予算の配分

令和4年度一般会計予算額は158億1,556万円です。ここではその収入と支出、それぞれの内訳を説明します。どのようなお金が町に入ってきて、どのように使っていくのかを見てみましょう。

#### ①収入

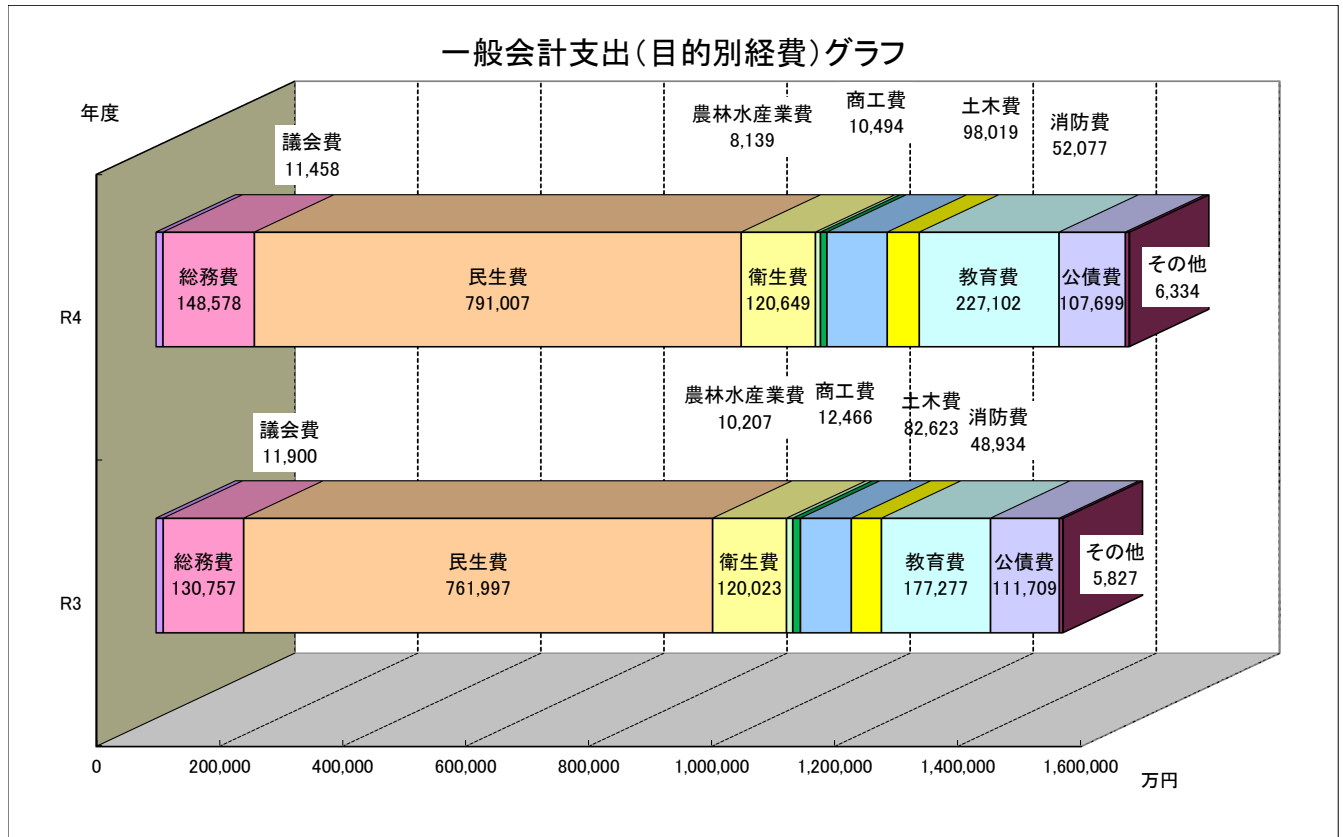
南風原町の収入で一番大きな割合をしめているのは、町民税や固定資産税など、みなさんが町に納める税金で43億3,269万円です。27.4%です。ある特定の事業を行う目的で国から交付される国庫支出金が33億4,092万円です。21.1%、日本のどの地域においても一定の行政サービスが提供できるように、県・市町村へ国が交付する地方交付税(基準は国が決めています)が25億3,414万円です。16.0%、大きな事業を行うために国や金融機関から借り入れる町債(借金)が6億3,220万円です。4.0%となっています。



※その他(1)の収入科目は諸収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰越金、寄附金、財産収入です。

※その他(2)の収入科目は地方消費税交付金、地方譲与税、地方特例交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、利子割交付金、交通安全対策特別交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金です。

## ②目的別支出(一般会計)

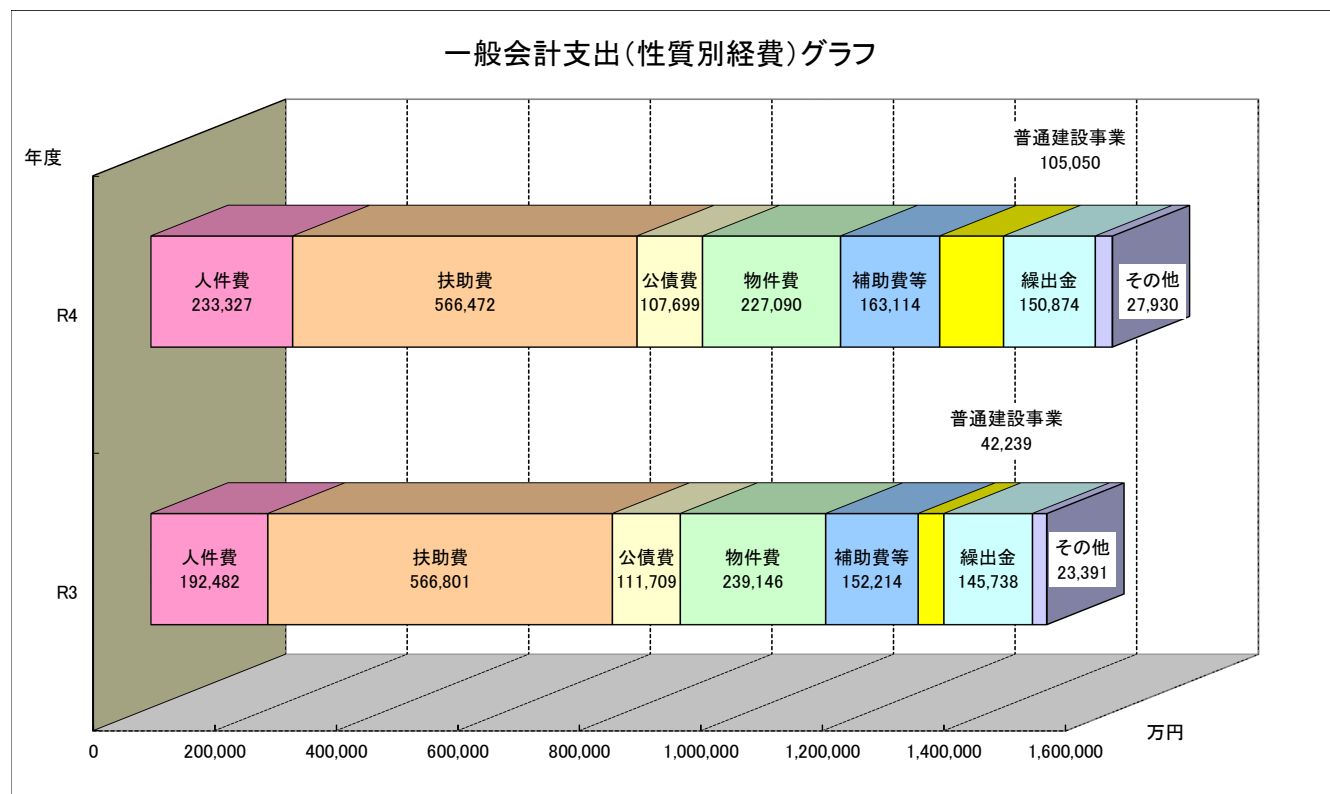


令和4年度当初予算と令和3年度当初予算の支出を目的別に分類したグラフです。目的別の主な増減事業は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和3年度当初予算→令和4年度当初予算)

|                     |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| 【総務費】ふるさと納税推進事業     | 5,574万円(1億7,878万円→2億3,452万円)   |
| 電子計算事務事業            | 1,324万円(4,438万円→5,762万円)       |
| 【民生費】高齢者医療対策費等      | 2,648万円(3億3,401万円→3億6,049万円)   |
| 介護給付・訓練等給付事業        | 9,310万円(12億4,157万円→13億3,467万円) |
| 【衛生費】こども医療費助成事業     | 2,359万円(2億5,568万円→2億7,927万円)   |
| 【農林費】農業振興地域整備計画策定事業 | 248万円(0万円→248万円)               |
| 【労働費】観光景観美化作業員報酬等   | 516万円(2,173万円→2,689万円)         |
| 【土木費】町道10号線道路改良事業   | 3,531万円(2,853万円→6,384万円)       |
| 津嘉山公園整備事業           | 745万円(4,907万円→5,652万円)         |
| 津嘉山中央線街路事業(2工区)     | 8,643万円(105万円→8,748万円)         |
| 【教育費】北丘小学校体育館等整備事業  | 4億6,754万円(4,719万円→5億1,473万円)   |
| 特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業 | 281万円(8,583万円→8,864万円)         |

### ③性質別支出(一般会計)



令和4年度当初予算と令和3年度当初予算の支出を性質別に分類したグラフです。性質別の主な増減理由は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和3年度当初予算→令和4年度当初予算)

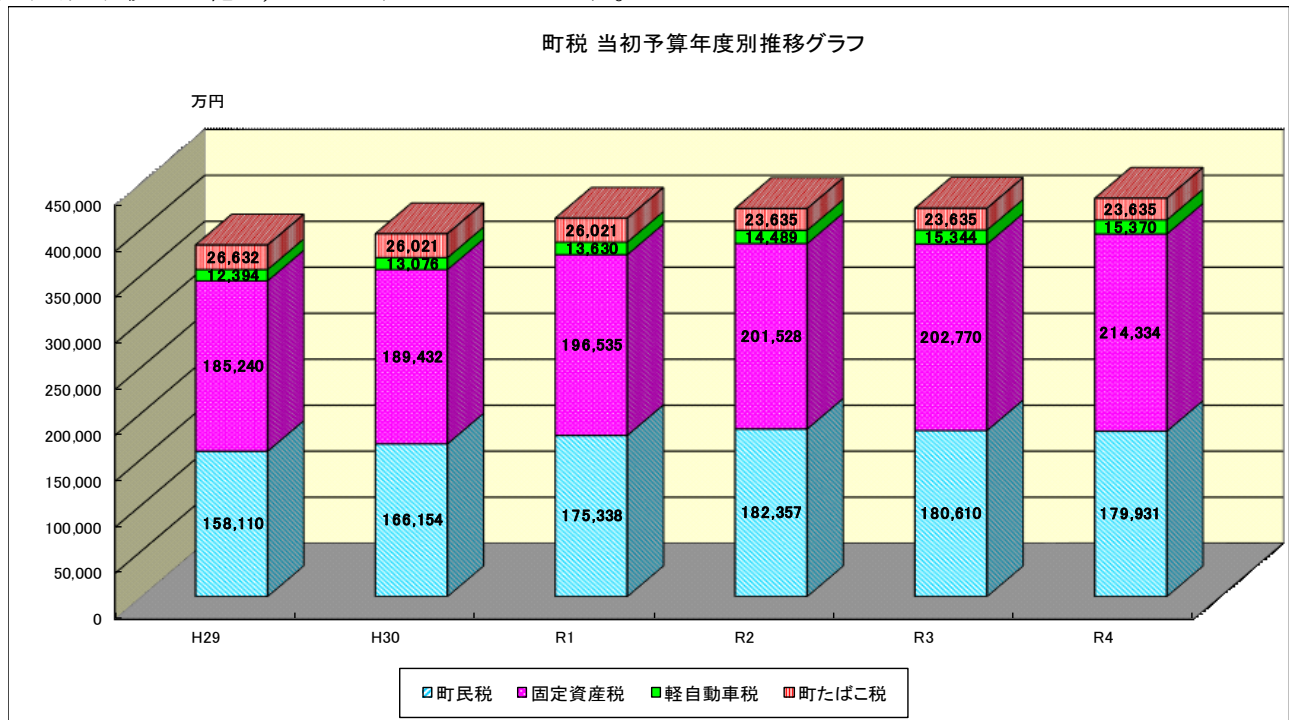
|           |                       |                                   |
|-----------|-----------------------|-----------------------------------|
| 【人件費】     | 会計年度任用職員報酬等           | 6,252万円(6億3,995万円→7億247万円)        |
|           | 退職手当特別負担金             | 289万円(813万円→1,102万円)              |
| 【扶助費】     | 法人保育園運営費等             | ▲2億8,561万円(23億9,425万円→23億2,279万円) |
|           | 障害者自立支援給付事業           | 6,317万円(8億1,402万円→8億7,719万円)      |
| 【物件費】     | 委託料                   | 8,311万円(12億6,738万円→13億5,049万円)    |
| 【補助費等】    | 法人保育園障害児保育実施補助金       | 2,713万円(2,686万円→5,399万円)          |
|           | 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金 | 4,314万円(0万円→4,314万円)              |
|           | 東部消防組合負担金             | 3,617万円(4億7,600万円→5億1,217万円)      |
| 【普通建設事業費】 | 保育所等整備交付金事業補助金        | 1億255万円(6,543万円→1億6,798万円)        |
|           | 緊急浚渫推進工事              | 9,963万円(0→9,963万円)                |

## Q4 令和4年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？

町税の収入は税の種類によって増減がありますが、全体を見てみると年々増加傾向にあります。令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が想定されますが、令和3年度と比較してみると、町民税の減が見込まれるものの、固定資産税においては見込額が増となっており、町税全体では1億911万円の増となっています。

### 1. 町税の内訳

令和4年度予算の町税収入を占める割合でみると、固定資産税が21億4,334万円で税金収入の49.5%を占めており、次いで町民税が17億9,931万円、町たばこ税が2億3,635万円、軽自動車税が1億5,370万円となっています。

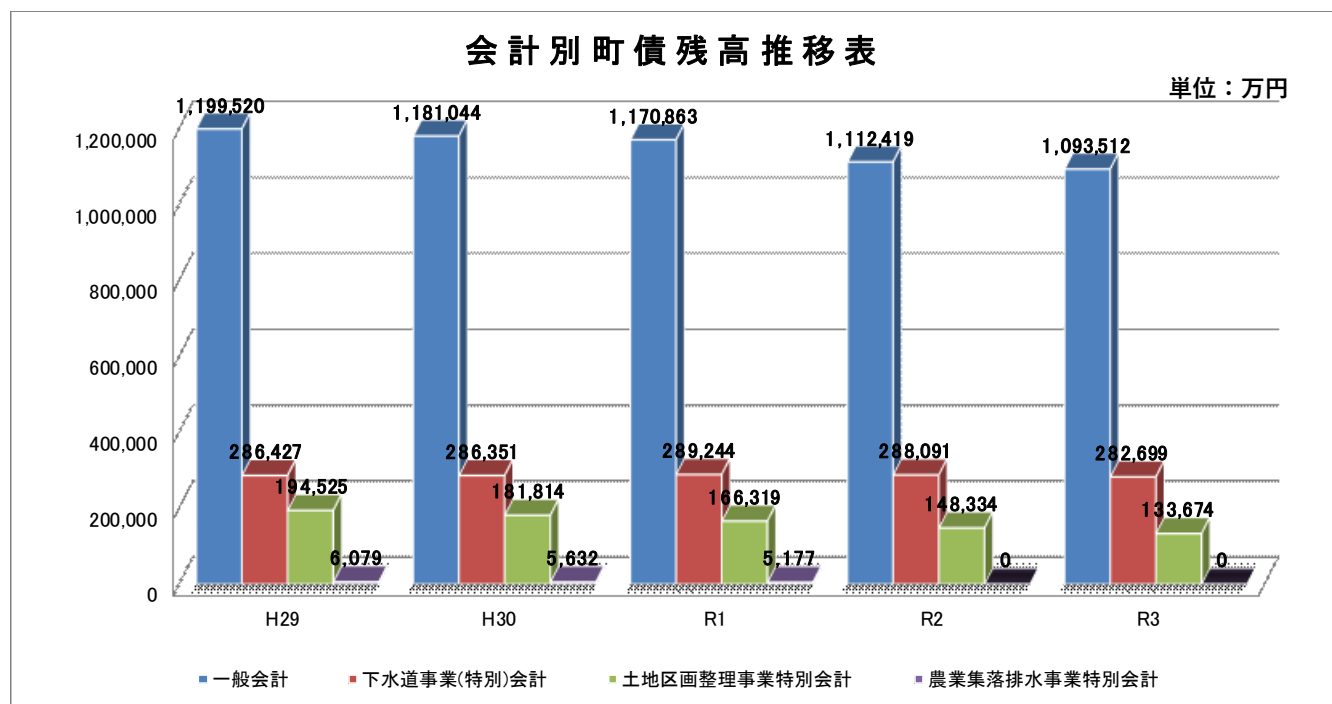
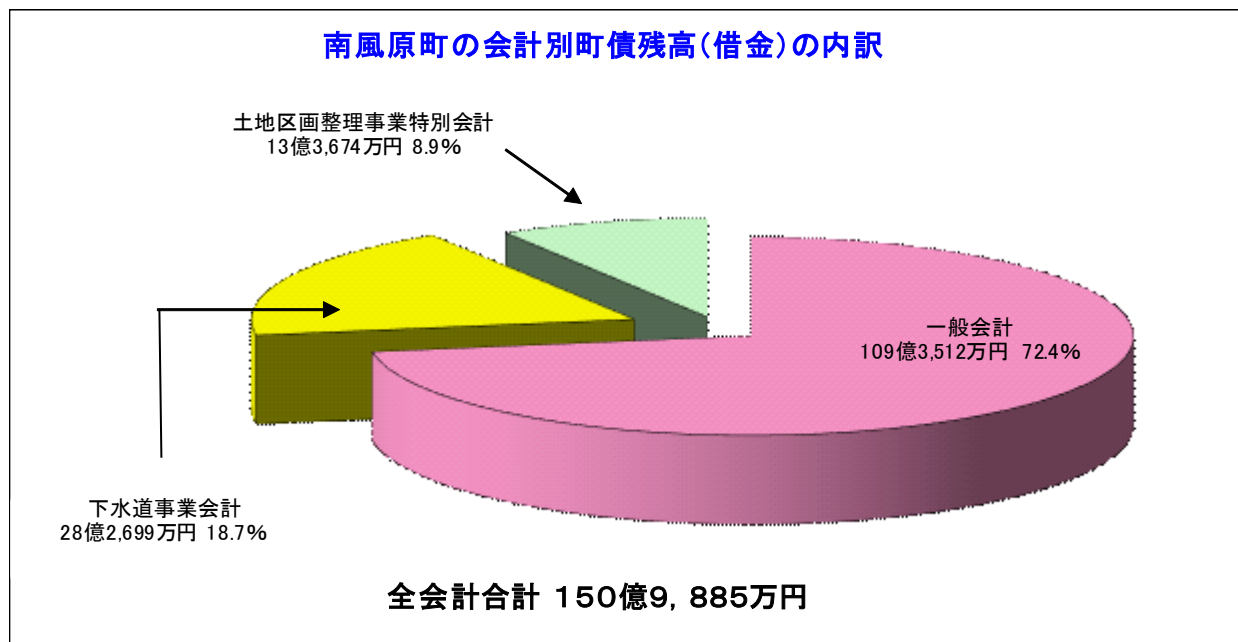


単位：万円

| 項 目       | H29     | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町 民 税     | 158,110 | 166,154 | 175,338 | 182,357 | 180,610 | 179,931 |
| 固 定 資 産 税 | 185,240 | 189,432 | 196,535 | 201,528 | 202,770 | 214,334 |
| 軽 自 動 車 税 | 12,394  | 13,076  | 13,630  | 14,489  | 15,344  | 15,370  |
| 町たばこ税     | 26,632  | 26,021  | 26,021  | 23,635  | 23,635  | 23,635  |
| 町 税 合 計   | 382,376 | 394,683 | 411,524 | 422,009 | 422,359 | 433,270 |

## Q5 町の借金（町債）はどのくらいあるのですか？

町では、道路整備や学校建設、下水道整備等の公共施設整備を行うにあたり、起債（町の借金）を活用して事業（仕事）を行っています。その町の借金（町債残高）は、令和3年度末（令和4年5月31日）見込みで、全会計合わせて150億9,885万円となっています。



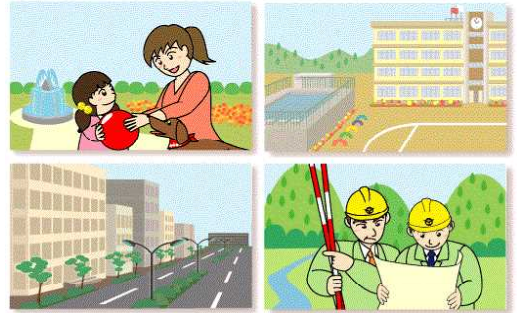
次に、町ではどのような事業に町債を活用しているか、目的毎に分けて紹介します。

### 目的別町債(地方債)用語説明

■公共事業等債・・・国の補助事業のうち地方負担分にあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 津嘉山中央線街路事業
- 黄金森公園、津嘉山公園、町道改良事業など



■教育・福祉施設等整備事業債・・・幼稚園、小・中学校等の施設整備にあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 町立学校空調設備設置事業、幼小中照明LED化事業

■一般単独事業債・・・主に国からの補助金を受けられない事業にあてられる町債です。

■災害復旧事業債・・・台風や大雨等により被害を受けた道路や河川、公共施設などの復旧工事にあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 南風原中学校バックネット復旧事業



■その他の起債・・・減税補てん債や臨時財政対策債等、本来国が町に交付すべきものを国に代わって町が借入した町債です。

■下水道事業債・・・下水道を整備するためにあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

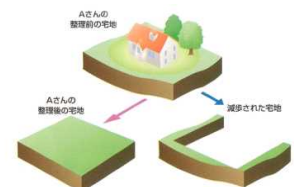
- 公共下水道整備事業



■土地区画整理事業債・・・区画整理の事業にあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 津嘉山北土地区画整理事業



■農業集落排水事業債・・・農業集落排水施設を整備するためにあてられる町債です。

この借入を活用して行った事業(平成18年度以降より借入無)

- 農業集落排水整備事業(神里、宮城地区)

## ●町債(地方債)ってなに？

南風原町の収入となるものは、町民税・固定資産税などのみなさんが納める「税金」と国からの地方交付税・国庫支出金、さらには、使用料・手数料などの現金収入があります。

通常はこれらの財源を活用し、各種行政サービス(仕事)を行っていますが、学校建設や道路整備等の大規模な公共施設整備を行う場合は、現金収入以外に「借金」をして施設を完成させ10年から30年にわたってその借金を返済しています。このような借金を「町債(地方債)」といいます。これは、私たちが家を建てる際に住宅ローンを活用することと同じ考え方です。

## ●なぜ、借金をするの？

- ① 町債(地方債)を活用することによって、「財政負担の年度間調整」を図ることができます。つまり、計画的で効率的な財政運営(家計のやりくり)ができるということです。例えば、南風原町のように財政に余裕があるとはいえない町で、たくさんお金のかかることをしようとすると、1年間に入ってくるお金だけでは足りないことがあります。住宅ローンを考えてみてください。家を建てる費用をその年の給料だけでまかなえる人は、一部の人を除き、ほとんどいないはずです。毎年の暮らしに無理な負担をかけず、将来を考えながらお金のやりくりをしていくため借金をします。
- ② 町債(地方債)を活用することによって、「世代間の負担の公平」を図ることができます。例えば、南風原町の小学校を考えてみてください。何十年も利用されていく小学校を、もしその年だけのお金で建ててしまったら、他の行政サービスができなくなってしまうばかりか、小学校の建設費用をその時に住んでいた町民だけが負担したということになってしまいます。将来にわたってたくさん子どもたちが長く大切に利用していく小学校なのですから、それぞれの時代の町民が費用負担をしていった方が、世代間の負担も平等といえます。

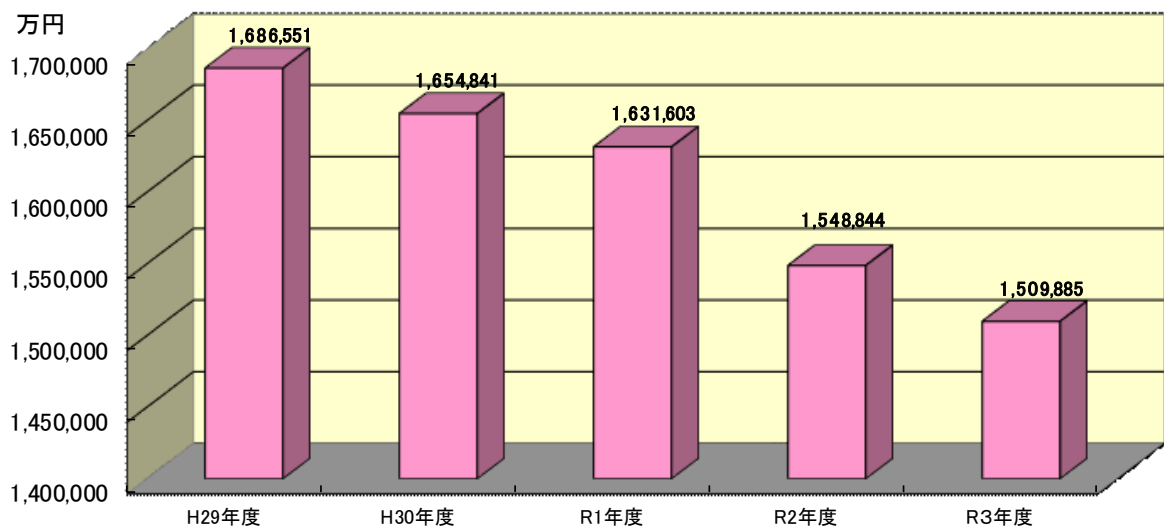


## ●南風原町の借金って増えているの？

町債（地方債）には、道路・公園・学校などを作るときに長期にわたって借りる町債と、国の家計（財政）が悪くなったために、地方交付税を減らすかわりとして発行する臨時財政対策債などがあります。

町債を借りたときは、町の家計（予算）の収入に「町債」として借り入れた額を計上します。町債を返済するときには、元金と利子を支出とし公債費として計上します。令和3年度決算見込では、歳入の町債は約8億6,740万円、歳出の公債費のうち元金の償還額（返済分）は約13億7,337万円であり、差し引きすると借り入れ額が、5億597万円下回っていることがわかります。町の借金については、町道改良事業、各種公園整備事業、津嘉山北土地地区画整理事業、公共下水道整備等の大型事業や沖縄振興特別推進交付金事業（ハード事業）を継続実施していますが、これらの事業実施に係る国や県からの補助金の減少に伴い事業規模が縮小していることや、町債の発行抑制に努めたことから、借金は減少しています。今後も普通建設事業費の縮減により、町債発行を元金償還額以下に抑制し、将来の財政運営の負担とならないよう努めていきます。

町債（起債）残高の推移（全会計）



令和3年度 南風原町町債返済（償還状況）

| 令和2年度末<br>町債残高 | 令和3年度<br>借入額 | 令和3年度返済（償還）額 |           |            | 令和3年度末<br>町債残高 |
|----------------|--------------|--------------|-----------|------------|----------------|
|                |              | 元金           | 利子        | 計          |                |
| 156億482万円      | 8億6,740万円    | 13億7,337万円   | 1億2,264万円 | 14億9,601万円 | 150億9,885万円    |

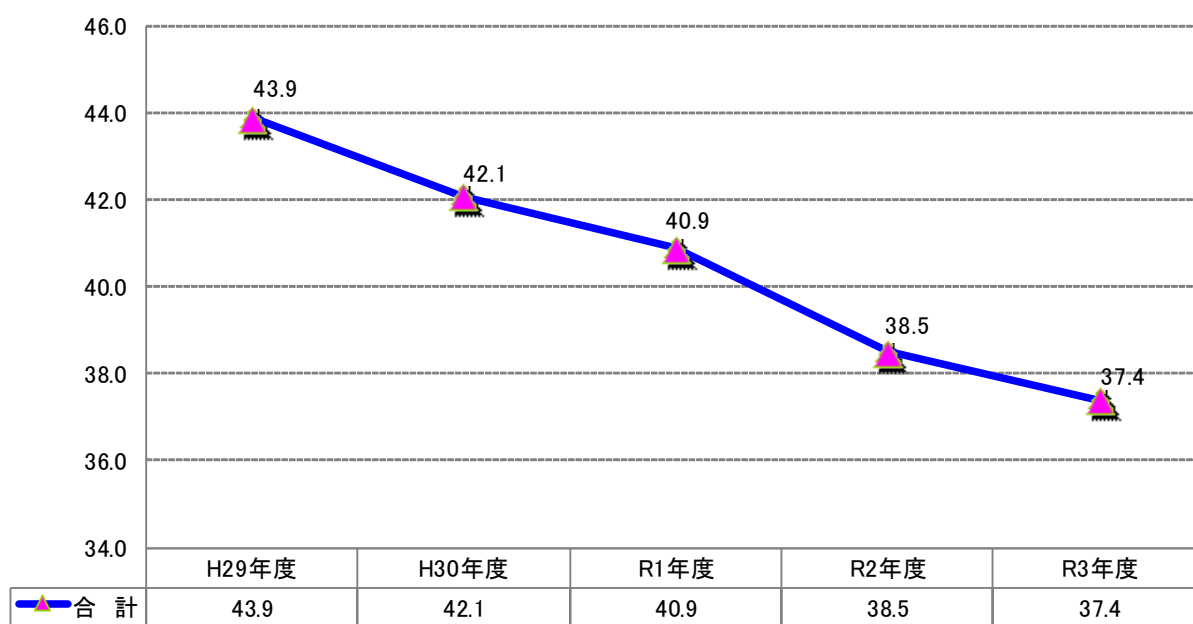
## ●私たち(町民)一人あたりの借金の額は？

町民のみなさん1人あたりの借金の額として算出しますと「37万4千円」ほどになります。ただし、借金の中には返済する元金と利子の額の25%～100%程度が地方交付税(※国からもらえるお金)に措置されるものがあり、そうしたものを除いて町民一人あたりの借金の額として算出すると「15万6千円」ほどになります。

(令和4年3月末 南風原町の人口 40,374人)

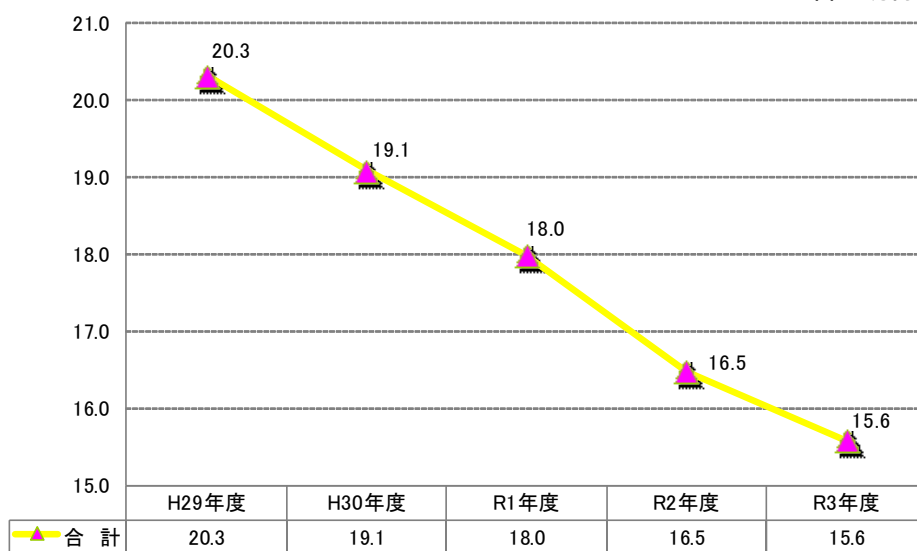
町民一人あたりの借金額推移表

単位：万円



町民一人あたりの借金額推移表(交付税措置を除いた場合)

単位：万円



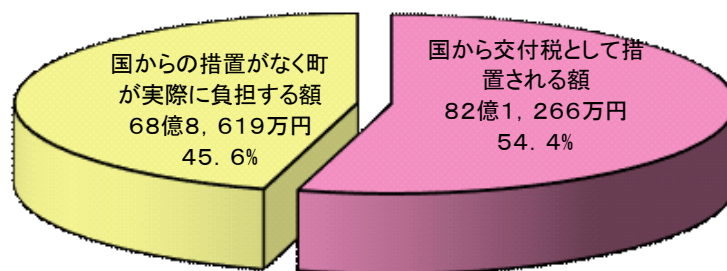
## ●町債のうちどれくらい交付税措置されてるの？

町債の中には、本来、国が補助金や交付金などの形で町に交付しなければならないものを国に代わって町が借金をし、その返済額を国が補てんしているものも含まれています。また、公共施設などの整備が遅れている地域などで整備が進みやすいよう返済額の一部を国が補てんする借金もあります。

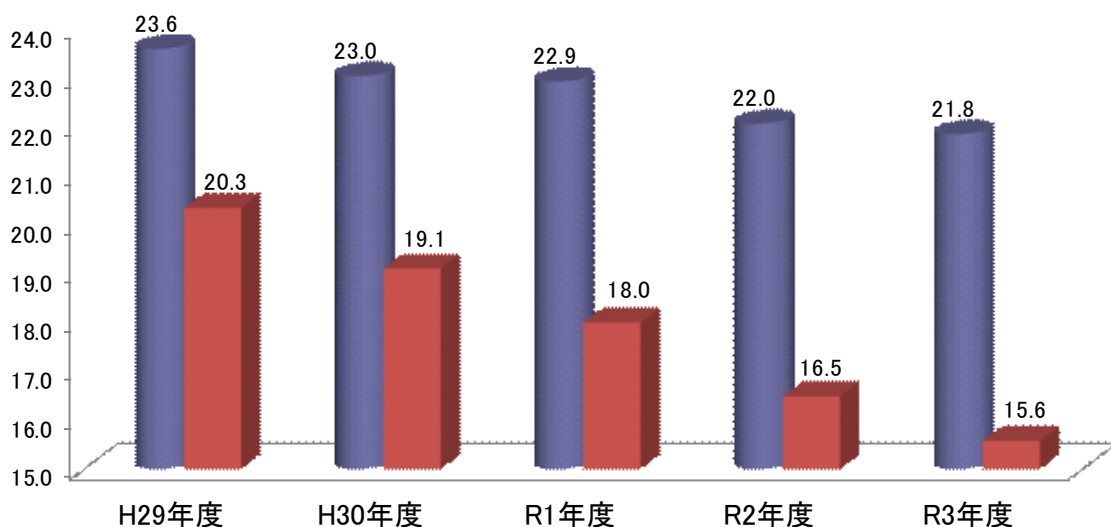
このように、国が補てんする町債(借金)は、25%～100%の範囲で地方交付税の計算に反映し町に交付されています。町債の中に含まれる国が補てんする額はおよそ下記のとおりとなります。

※町の借入金のうち、国から交付税として措置される額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、地方債実務ハンドブックをもとにおよその目安として計算しています。

町債残高(借金)全会計150億9,885万円



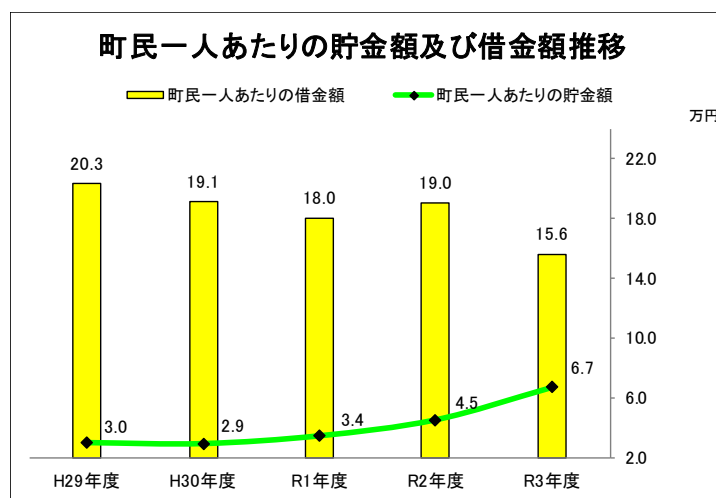
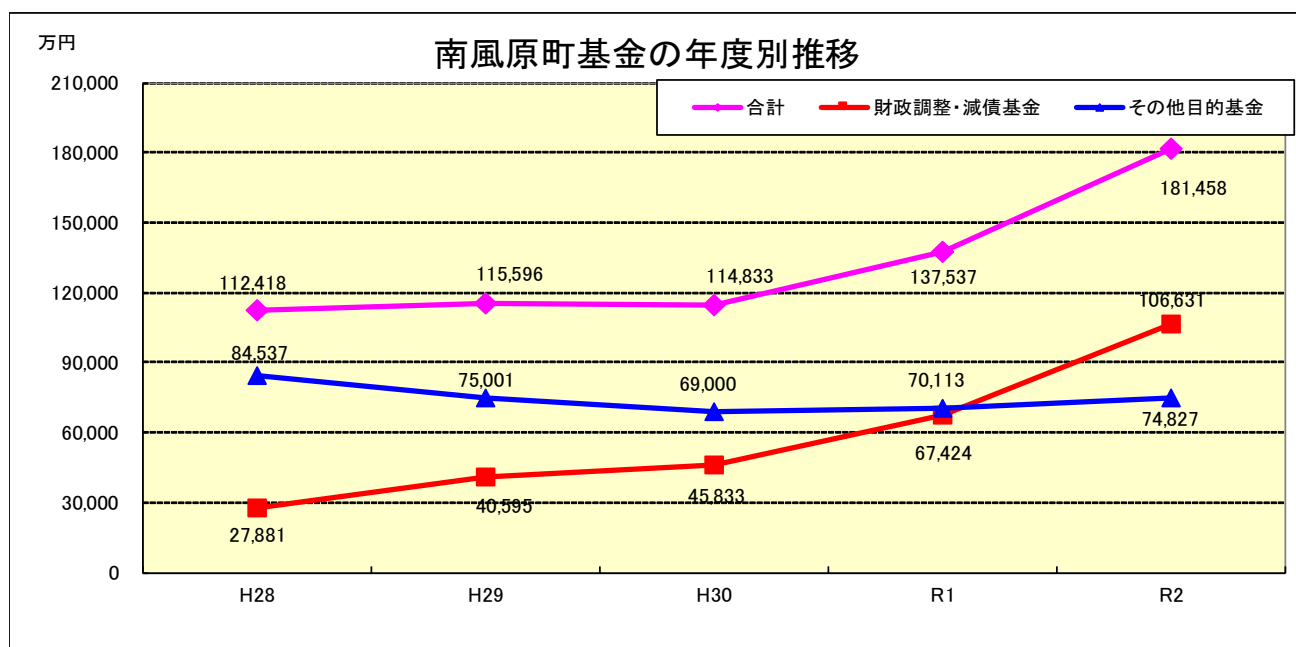
■ 交付税措置あり(一人あたり) ■ 交付税措置なし(一人あたり)



## Q6 貯金（基金）はどのくらいあるのですか？

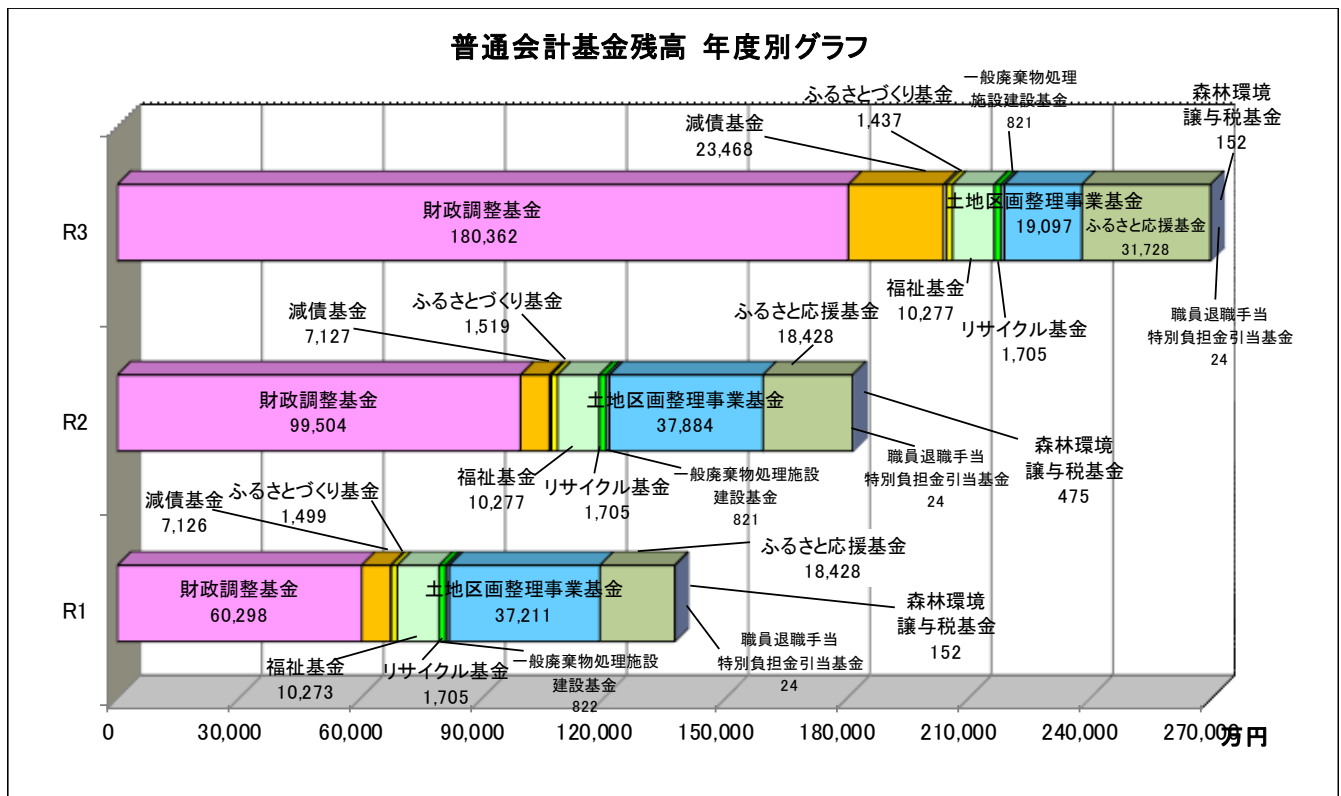
町の貯金には、「財政調整基金」、「減債基金」、「目的基金」があります。その貯金総額の残高は、令和3年度末見込み（令和4年5月31日）で26億9,730万円となります。町民一人あたりの額は約「6万7千円」となります。令和2年度末残高と比較し基金残高合計で8億8,272万円増となります。主な要因は、第三次財政健全化計画に基づいた、ふるさと納税の推進をはじめとした歳入確保に関する取り組みや、各種歳出削減の取り組み等によるものです。また、一人あたりの借金額「15万6千円」を差し引きますと、マイナス「8万9千円」となり借金の方が多いたことがわかります。町では、借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたっていろいろな財政分析を行いながら効率的な財政運営に努めます。

（令和3年3月末 南風原町の人口40,217人）



※借金額＝町債において、交付税措置を除いた金額で表しております。

## 各基金の説明と残高



### ○財政調整基金残高 18億362万円(前年度9億9,504万円／8億858万円増)

年度間のお金の不均衡を調整するためや、災害復旧などお金が不足したときに対応するために貯金(積立)をしている基金です。長期的な視野で計画的な財政運営を行うために、お金に余裕のある年度に貯金を行い、お金に不足したときに使います。また、決算でお金があまったときは、その全部または一部を積み立てることとなっています。

### ○減債基金 2億3,468万円(前年度7,127万円／1億6,341万円増)

借金(町債)の返済にあてるために、貯金(積立)をしている基金です。増額の要因は、臨時財政対策債の償還に充てるために、普通交付税が追加交付されたことによるものです。

### ○ふるさとづくり基金 1,437万円(前年度1,519万円／82万円減)

教育・文化・スポーツなどの振興や特色あるまちづくりのために、貯金(積立)をしている基金です。令和3年度は、南風原町育英会補助金等のため取り崩しました。

### ○福祉基金 1億277万円(前年度1億277万円／増減なし)

福祉活動や快適な生活環境をつくるために、貯金(積立)をしている基金です。増額の要因は、貸付利子によるものです。

**○リサイクル基金 1,705万円(前年度1,705万円／増減なし)**

この基金は、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1/2を貯金(積立)し、ごみ減量や、環境学習関係の事業を実施するための基金です。令和元年度は、エコセンター運営や生ごみ処理の事業等に使用のため取り崩しました。

**○一般廃棄物処理施設建設基金 821万円(前年度821万円／増減なし)**

那覇市・南風原町環境施設組合で管理・運営している、那覇・南風原クリーンセンターや最終処分場の建設に充てるために設置した基金です。現在は施設が完成したため、基金条例を改正し組合への負担金へ充てています。この基金もリサイクル基金同様に、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1/2を積立し運用しています。

**○職員退職手当特別負担金引当基金 24万円(前年度24万円／増減なし)**

団塊の世代の職員が定年を迎えるのに備え、退職手当特別負担金に充てるために、貯金(積立)するための基金で平成17年度に創設されました。平成24年度から平成26年度まで負担金に充てておりました。

**○土地区画整理事業基金 1億9,097万円(前年度3億7,884万円／1億8,787万円減)**

土地区画整理事業の費用に充てるために、津嘉山北土地区画整理事業地区内の土地を売買した保留地処分金を貯金する基金です。減額の要因は工事請負費や物件補償費等の事業費の増によるものです。令和4年度は、土地区画整理事業で約1億4,500万円を取り崩す予定です。

**○ふるさと応援基金 3億1,728万円(前年度2億2,122万円／9,606万円増)**

南風原町を応援するため寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的に設置した基金です。貯金した財源は後年度の事業で活用します。

## Q7 特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？

### 1 特別職の報酬の決定の仕組みは？

町長や議会議員などの報酬は、町長が町内各種団体の代表者などで構成する「特別職報酬審議委員会」に検討を依頼します。審議会では、具体的な報酬金額や改める日を検討し、委員会の決定事項を町長に回答します。町長は、委員会での決定を尊重して改正条例案を作成し、議会に議案として提出します。

改正条例案は、町議会の審議と議決を受けた後、告示されてから適用となります。

### 2 特別職などの給与を、他町村と比べると？

南風原町の特別職などの報酬(月額)を、島尻郡内町村の平均と県内町村の平均で比較すると次の表のとおりになります。

| 区 分 | 南風原町     | 島尻郡内町村平均<br>(12町村) | 県全町村平均<br>(30町村) |
|-----|----------|--------------------|------------------|
| 町 長 | 790,000円 | 681,083円           | 709,200円         |
| 副町長 | 645,000円 | 555,750円           | 577,633円         |
| 教育長 | 604,000円 | 522,833円           | 537,367円         |
| 議 長 | 300,000円 | 252,250円           | 273,833円         |
| 副議長 | 250,000円 | 209,583円           | 228,333円         |
| 議 員 | 233,000円 | 196,000円           | 212,267円         |

郡内及び全町村:令和3年4月1日現在

(特例条例等により一時的な給料等の減額含む)

### 3 一般職の給与の決定の仕組みは？

一般職の職員の給与の改正は、国の人事院勧告に基づいて行われています。職員の給与は、全て条例や規則の規定に基づいて支給されています。

職員の給与については、町の広報紙「広報はえばる」で、毎年詳しく載せていますので、こちらでもご覧下さい。

| 区 分   | 職員一人あたりの<br>1年間の平均<br>給料の月額 | 職員一人あたりの<br>1年間の平均<br>給与の月額 | 職員の平均年齢 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|---------|
| 一般行政職 | 317,100円                    | 369,443円                    | 41.6歳   |

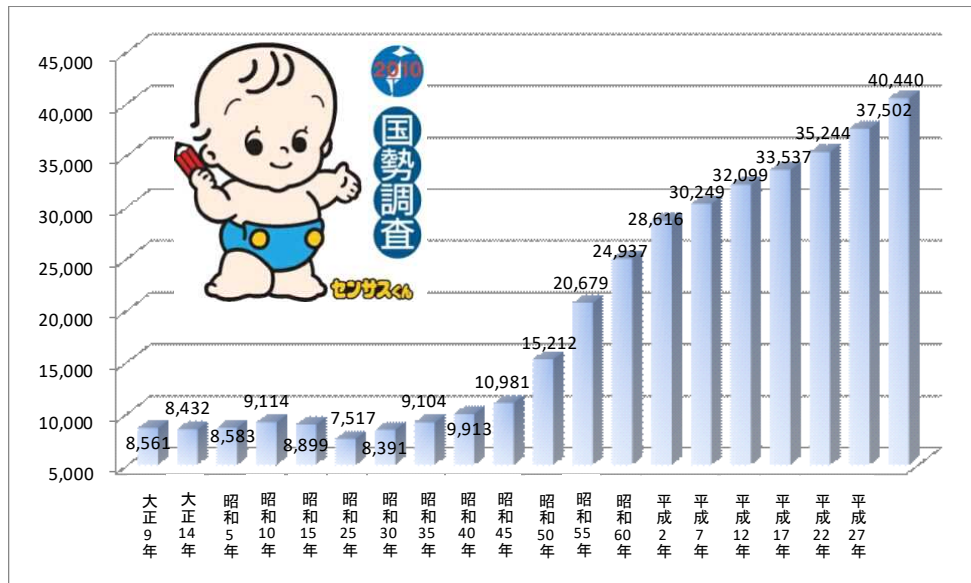
令和3年4月1日現在

※給料とは、基本給のことです。また、給与とは給料(基本給)に扶養手当などの手当を加えた額です。

## Q8 町の人口はどのくらいですか？

町の人口を5年毎の国勢調査でみると、昭和50年頃から急激に増えてきています。20年で人口が約2倍に増え、県都那覇市の東側に位置し、ベッドタウンとしての役割を果たしています。

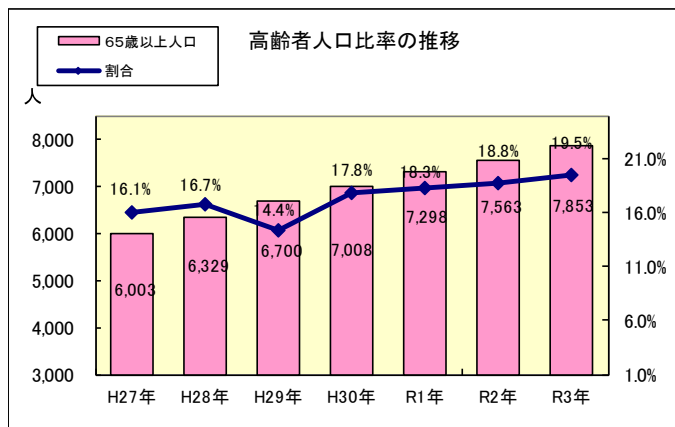
令和2年度に実施した国勢調査人口は40,440人となっており、前回の国勢調査人口より2,938人増となっています。



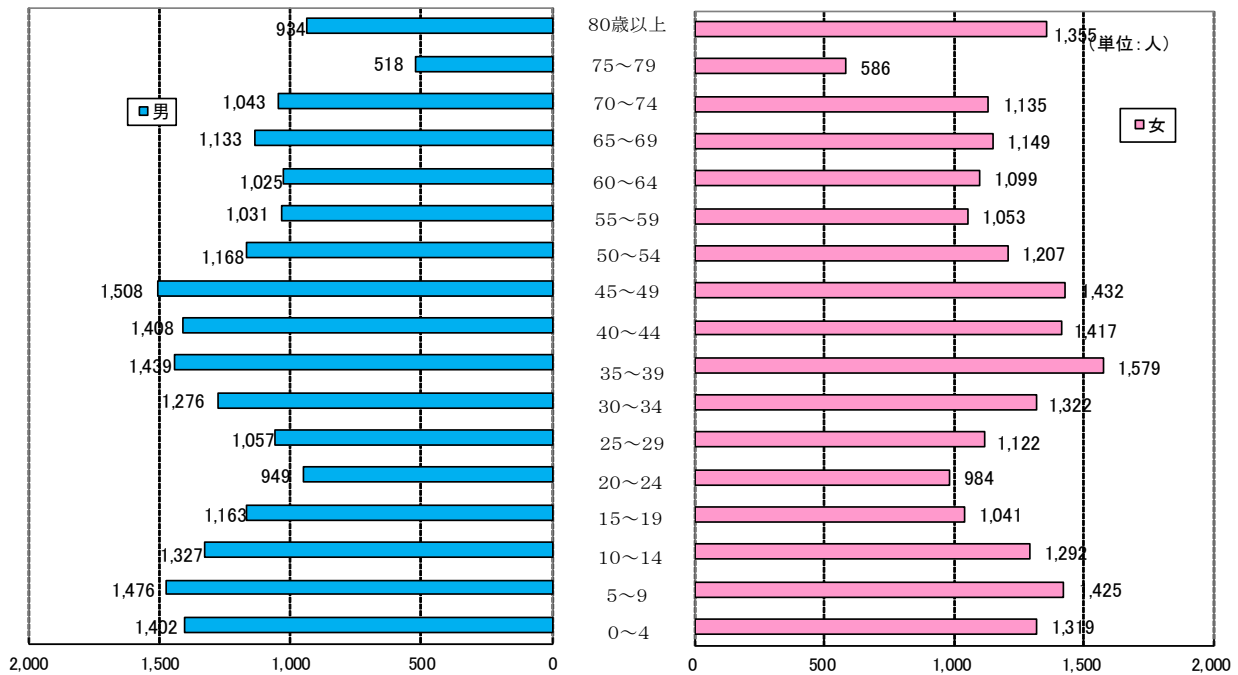
※昭和20年は国勢調査の調査年にあたりませんが、終戦直後のため、人口の把握ができておりません。

## Q9 高齢者の人口割合はどのくらいですか？

高齢者(65歳以上)の人口比率は下のグラフのように増加をしています。よりよい高齢化社会を作っていくために、町では、高齢者が健康で、充実した生活を送ることができるように、健康づくり推進事業や各字公民館で実施している生きがい活動支援事業などいろいろな事業を行っています。



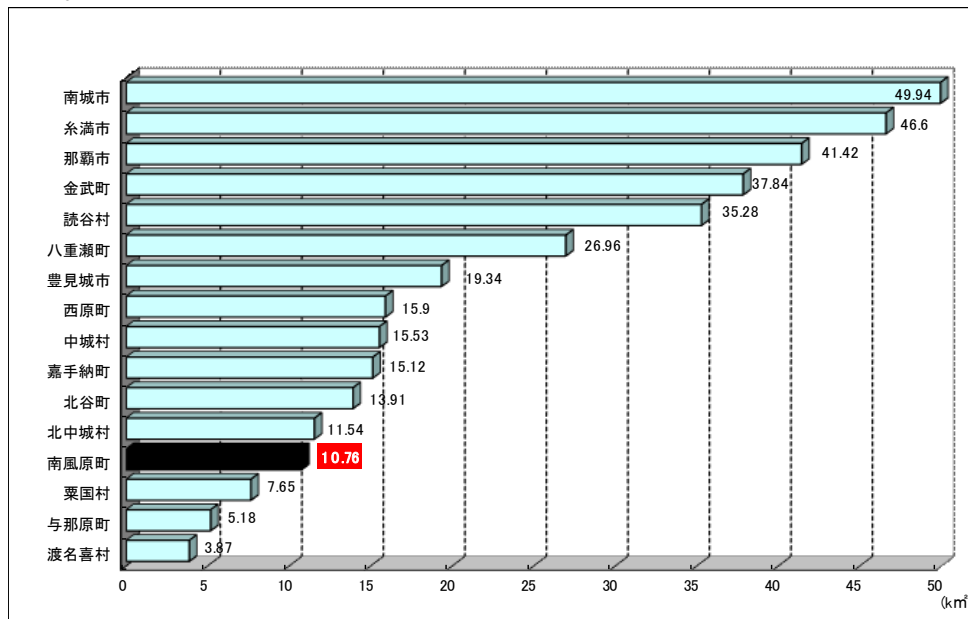
■■■5歳段階別の人口内訳(令和4年3月31日現在)■■■



## Q10 南風原町の規模はどのくらいなのですか？

○面積でみると…

沖縄県には41の市町村あり、竹富町が334.40km<sup>2</sup>で最も広い面積をもち、逆に最も面積の小さい自治体は渡名喜村で3.87km<sup>2</sup>です。本町は県内で4番目に小さく、10.76km<sup>2</sup>の面積となっております。



※数値は国土地理院(令和4年1月1日時点)の資料を参考に抜粋しています。

## 行政用語を確認しよう！Part1

| 収入用語チェック                               |                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ちょう ぜい<br>町 税                          | 地方税法、条例により町民や町内の企業から徴収する税です(町民税や固定資産税など)。                                                                                        |
| ちょう さい<br>町 債                          | 学校や道路、公園などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、町が政府・公営企業金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「町債」といいます。簡単にいうと、町の借金のことです。         |
| ち ほうこうふ ぜい<br>地方交付税                    | 地方税収入の少ない地方公共団体にも財源を保障し、日本のどの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。その基準は国が決めています。     |
| こっ こしゆつきん<br>国庫支出金                     | 国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、①法によって国に負担する義務のある国庫負担金、②財政的援助的な国庫補助金、③本来国が行うべき事務を県や市町村へ委託する場合の国庫委託金に分類されます。 |
| けんしんしゆつきん<br>県支出金                      | 県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。                                   |
| ぶんたんきん ふたん きん<br>分担金及び負担金              | 町で特定のサービスを受けた人が納めるお金。保育料、福祉施設入所負担金などがあります。                                                                                       |
| ち ほうじょうよ ぜい<br>地方譲与税                   | 法によって、国が国税として徴収し、一定の基準によって県や市町村に譲与される税です。                                                                                        |
| はいとうわりこう ふきん<br>配当割交付金                 | 上場株式などの配当には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。                                                          |
| かぶしきとうじょうとしょうとくわりこう ふきん<br>株式等譲渡所得割交付金 | 株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。                                               |
| ち ほうしょうひぜいこう ふきん<br>地方消費税交付金           | 税務署に納められた地方消費税は国から各都道府県に配分されます。その1/2相当額が人口(国勢調査)及び従業者数(経済センサス)により按分され、各市町村に交付されます。                                               |
| しょうりょう てすりょう<br>使用料及び手数料               | 町の施設の使用料や住民票の交付手数料として、利用者の皆さんが支払うお金。                                                                                             |
| り しわりこう ふきん<br>利子割交付金                  | 金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に対して交付するものです。                                                           |
| かんきよさいのうわりこう ふきん<br>環境性能割交付金           | 自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の長さや面積に応じ町に対して交付するものです。                                                                                   |
| くりいれきん<br>繰入金                          | 基金(町の貯金)を取り崩して、繰り入れるお金 ※基金には、年度間の不均衡を調整するために積み立てられる財政調整基金や、ある目的のために積み立てる目的基金があります。                                               |

行政用語を確認しよう！Part2

| 支出用語チェック(目的別分類)     |                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ぎかいひ<br>議会費         | 議会の運営に使うお金。                                                                 |
| そうむひ<br>総務費         | 人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計や交通安全など、町の総括的な事務事業に使うお金。                                |
| みんせいひ<br>民生費        | 障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金など福祉全般に使うお金です。国民健康保険特別会計や老人保健特別会計への支出も含まれます。 |
| えいせいひ<br>衛生費        | 住民健診や予防接種などの保健費、ごみやし尿処理などの清掃費など、安全で衛生的な生活のために使うお金。                          |
| のうりんすいさんひ<br>農林水産費  | 農道や畑地かんがい施設の整備、畜産や営農の活性化などに使うお金。                                            |
| どぼくひ<br>土木費         | 道路、橋りょうや河川、公園の整備運営、土地区画整理事業などに使うお金。                                         |
| きょういくひ<br>教育費       | 幼稚園や小中学校、公民館、文化センターの施設建設や運営の費用など、教育全般に使うお金。                                 |
| こうさいひ<br>公債費        | 町債(町の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。<br>町の借金を返済するために支払うお金。  |
| ろうどうひ<br>労働費        | 労働者のための施設(共同福祉施設)の運営等に使うお金。                                                 |
| しょうこうひ<br>商工費       | 商工業や観光の振興に使うお金。                                                             |
| しょうぼうひ<br>消防費       | 東部消防組合に対して町が負担するお金や、災害対策に使うお金。                                              |
| さいがいふっきゅうひ<br>災害復旧費 | 台風や豪雨により被災した道路や公園などの復旧のために使うお金。                                             |
| よびひ<br>予備費          | 緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費です。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。        |

行政用語を確認しよう！ Part3

| 支出用語チェック(性質別分類)       |                                                                                                           |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ぎむ てきけいひ<br>義務的経費     | 町の支出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費から構成されています。                                          |
| とうしてきけいひ<br>投資的経費     | 道路、橋、公園、学校の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。                                             |
| じんけんひ<br>人件費          | 議員の報酬、職員の給与などの経費です。                                                                                       |
| ふじょひ<br>扶助費           | 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給、町が単独で行う各種扶助のための経費です。                                                 |
| ぶつけん ひ<br>物件費         | 町の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。旅費、交際費、需用費などがこれにあたります。                                                               |
| い じ ほしゆうひ<br>維持補修費    | 道路、公共施設などを利用者が気持ちよく使えるよう、修理したり管理するための経費です。                                                                |
| ほじょひとう<br>補助費等        | 町から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。講師謝礼金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金などが該当します。 |
| ふつうけんせつぎょう<br>普通建設事業  | 道路、橋、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業に必要とされる、投資的な経費のことです。                                                       |
| つみたてきん<br>積立金         | 財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。                                                        |
| とうし しゅつしきん<br>投資及び出資金 | 財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。                   |
| かしつけきん<br>貸付金         | 地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。                                                        |
| くりだしきん<br>繰出金         | 一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。                  |

行政用語を確認しよう！ Part4

| その他財政用語チェック             |                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ほじょじぎょう<br>補助事業         | 町が、国や県から、負担金・補助金を受けて行う事業です。                                                                                                                                                                                     |
| たんどくじぎょう<br>単独事業        | 町が国や県の補助などを受けずに、町独自の経費で任意に実施する事業です。                                                                                                                                                                             |
| いっばんざいげん<br>一般財源        | 使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがこれにあたります。                                                                                                                                           |
| とくていざいげん<br>特定財源        | 補助金のように用途が特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、町債などがこれにあたります。                                                                                                                                                                 |
| ききん<br>基金               | 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、定額の資金を運用するために設けられるものがあります。財政調整基金、減債基金など。                                                                                                                                            |
| いちじかりいれきん<br>一時借入金      | 町の支払資金が一時的に不足した場合に借り入れるもので、いわゆる回転資金です。借入の限度額を予算に定めるとともに、その年度の歳入をもって年度内に返済しなければなりません。今年度の一般会計の一時借入金限度額は、40億円です。                                                                                                  |
| ひょうじゅんざいせいきぼ<br>標準財政規模  | 各地方公共団体の一般財源の規模を示すものです。                                                                                                                                                                                         |
| けいじょうしゅうし ひりつ<br>経常収支比率 | 財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。地方税・普通交付税など、使いみちを制限されない毎年収入される収入(経常的収入)に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される経費(経常的支出)の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。市で80%、町村で75%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあり、厳しい財政運営を強いられることになります。 |
| じっしつこうさいひひりつ<br>実質公債費比率 | 標準財政規模に対する一般会計等が負担する町債の元利償還金等の比率で、資金繰りの程度を示す指標です。実質公債費比率が18%を超えると、新たな起債(借金)をする際は国や県の許可が必要になります。また25%を超えると、起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。                                                                         |
| こうさいひふたんひりつ<br>公債費負担比率  | 公債費と一般財源の関係を見るための指標です。公債費(町の借金返済にあてる経費)に割り当てられた一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表します。この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。                                                                   |

## ○役場庁舎各課案内

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地 (市外局番098)

| 部 名   | 課 名              | 電話番号     | FAX番号    | 役場庁舎 |
|-------|------------------|----------|----------|------|
| 議会    | 議会事務局<br>(監査事務局) | 889-3097 | 889-4499 | 5階   |
| 総務部   | 総務課              | 889-4415 | 889-7657 | 3階   |
|       | 会計課              | 889-2607 |          | 1階   |
|       | 企画財政課            | 889-0187 |          | 3階   |
|       | (情報処理班)          | 889-3792 |          |      |
|       | 住民環境課            | 889-4414 |          | 1階   |
|       |                  | 889-1797 |          |      |
|       | 税務課              | 889-4413 |          | 2階   |
|       |                  | 889-0523 |          |      |
| 民生部   | こども課             | 889-7028 | 889-7657 | 1階   |
|       | 国保年金課            | 889-1798 |          | 1階   |
|       | 保健福祉課            | 889-4416 |          | 2階   |
| 経済建設部 | まちづくり振興課         | 889-4412 |          | 4階   |
|       | (農業委員会)          | 889-4163 |          |      |
|       | 都市整備課            | 889-1632 |          | 4階   |
|       | 区画下水道課           | 889-2508 |          | 4階   |
|       |                  | 888-0266 |          |      |
|       | 産業振興課            | 889-4430 |          | 4階   |
| 教育部   | 教育総務課            | 889-2620 | 889-2519 | 4階   |
|       | 学校教育課            | 889-6181 |          | 4階   |

**○町の主な施設と関係機関案内**

| 名 称                          | 住 所                             | 電話番号             | FAX番号    |
|------------------------------|---------------------------------|------------------|----------|
| 地域交流センター町立中央公民館<br>(生涯学習文化課) | 南風原町字喜屋武236番地                   | 889-0568         | 888-3265 |
| 町立図書館                        |                                 | 889-6400         |          |
| 文化センター                       | 〃 喜屋武257番地                      | 889-7399         | 889-0529 |
| ちむぐる館<br>(国保年金課・健康づくり班)      | 〃 宮平697番地10                     | 889-7381         | 882-6556 |
| 学校給食共同調理場                    | 〃 宮城248番地                       | 889-3691         | 889-0564 |
| 宮平保育所                        | 〃 宮平9番地                         | 889-3920 (FAX兼用) |          |
| 南風原幼稚園                       | 〃 兼城684番地                       | 889-4101 (FAX兼用) |          |
| 津嘉山幼稚園                       | 〃 津嘉山684番地                      | 889-4559 (FAX兼用) |          |
| 北丘幼稚園                        | 〃 宮平336番地                       | 889-6815 (FAX兼用) |          |
| 翔南幼稚園                        | 〃 喜屋武450番地                      | 889-7133 (FAX兼用) |          |
| 南風原小学校                       | 〃 兼城685番地                       | 889-2088         | 889-2236 |
| 津嘉山小学校                       | 〃 津嘉山684番地                      | 889-1230         | 889-1239 |
| 北丘小学校                        | 〃 宮平336番地                       | 889-6520         | 889-6964 |
| 翔南小学校                        | 〃 喜屋武450番地                      | 889-3401         | 889-3086 |
| 南風原中学校                       | 〃 兼城780番地                       | 889-2095         | 889-2204 |
| 南星中学校                        | 〃 照屋200番地                       | 889-0432         | 888-0498 |
| 北丘児童館                        | 〃 宮平489番地1                      | 889-3883 (FAX兼用) |          |
| 兼城児童館                        | 〃 兼城84番地                        | 889-6114 (FAX兼用) |          |
| 本部児童館                        | 〃 本部116番地                       | 889-5008 (FAX兼用) |          |
| 津嘉山児童館                       | 〃 津嘉山663番地1                     | 888-2925 (FAX兼用) |          |
| 黄金森公園陸上競技場                   | 〃 宮平718番地1                      | 889-0502         | 835-6788 |
| 那覇市・南風原町環境施設組合               | 〃 新川650番地                       | 882-6713         | 882-6722 |
| 沖縄県介護保険広域連合                  | 読谷村字比謝75番地<br>比謝75複合施設2階        | 921-7800         | 921-7806 |
| 沖縄県後期高齢者医療広域連合               | うるま市石川石崎1丁目1番<br>(うるま市石川庁舎3階)   | 963-8011         | 964-7785 |
| 南部広域行政組合                     | 八重瀬町字東風平965番地<br>(南部総合福祉センター2階) | 998-8390         | 998-9420 |
| 南部市町村圏事務組合南斎場                | 那覇市旭町116-37(自治会館6階)             | 963-8213         | 860-6020 |

